医療法人陽明会 増田病院

面 会 規 程

第 1 条（目的）

この規程は、入院患者の療養生活の質の向上、患者の尊厳の保持及び家族等とのつながりを大切にするとともに、感染防止、安全な医療・看護の提供並びに病棟の療養環境の維持を目的として、面会に関する基本事項を定める。

第 2 条（基本方針）

1. 面会は、患者の心身の安定及び治療意欲の向上に重要であることを踏まえ、患者本人の意思及び病状を尊重して実施する。
2. 面会に当たっては、感染対策、医療安全、患者の療養環境及び他の患者のプライバシーに配慮する。
3. 感染症の流行、患者の病状、医療安全その他病院運営上必要な場合は、面会を制限又は中止することがある。
4. 面会制限を行う場合は、可能な範囲でその理由、期間及び対象を明確にし、患者及び家族等へ説明する。

第 3 条（面会日時）

1. 一般患者の面会時間は、月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の 14 時 00 分から 16 時 00 分までとする。

2. 土曜日、日曜日及び祝日は、休日診療体制により職員配置が平日と異なるため、患者の安全確保及び円滑な医療・看護の提供を優先し、原則として面会を実施しない。

3. 前項にかかわらず、次のいずれかに該当し、主治医又は病棟責任者が必要と認めた場合は、個別に面会を調整する。

- 病状説明を行う場合
- 患者の病状が悪化した場合
- 遠方からの来院等により平日の面会が困難であり、事前に病棟へ相談があった場合
- 退院支援又は療養上、家族等の来院が必要な場合
- その他、病院長、主治医又は病棟責任者が必要と認めた場合

第 4 条（面会対象者）

5. 面会できる者は、原則として患者の家族、親族、キーパーソン、成年後見人その他病院が適当と認めた者とする。

6. 行政手続、介護認定調査、施設職員等の来院については、必要性を確認した上で個別に対応する。
7. 12 歳以下の者は、感染予防の観点から原則として面会を認めない。ただし、終末期その他特別な事情があり、主治医又は病棟責任者が必要と認めた場合は、この限りではない。

第 5 条（面会人数及び面会時間）

8. 面会は、原則として 1 患者につき 1 組 2 名までとする。
9. 1 回の面会時間は、原則として 30 分以内とする。
10. 面会者が多数の場合は、前項の時間内で交代して面会する。
11. 患者の病状、治療、処置又はリハビリテーション等の状況により、面会時間の短縮、開始時間の変更又は中止を求めることがある。

第 6 条（面会場所）

12. 多床室に入院している患者との面会は、原則としてデイルーム等の指定場所で行う。
13. 患者の病状、身体状況又は移動能力等により病室内での面会が必要と病棟スタッフが判断した場合は、同室患者の療養環境及びプライバシーに配慮して実施する。

第 7 条（面会手順）

14. 面会者は、受付又はナースステーションへ申し出る。
15. 面会簿に氏名、患者との関係その他必要事項を記入する。
16. 病院が指定する面会許可証等を着用し、病棟スタッフの指示に従う。
17. 面会終了後は、面会許可証等を所定の場所へ返却する。

第 8 条（感染対策）

18. 面会者は、院内でマスクを正しく着用する。
19. 病院入口及び病室等への入退室時に手指消毒を行う。
20. 発熱、咳、咽頭痛、鼻水、息苦しさ、倦怠感、嘔吐、下痢その他感染症を疑う症状がある場合は、面会を行わない。
21. 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、感染性胃腸炎等に罹患している場合又は感染者との接触があり体調に不安がある場合は、病院へ申し出る。
22. 面会後に感染症への罹患が判明した場合は、速やかに病院へ連絡する。
23. 感染対策上、病院職員から指示があった場合は、その指示に従う。

第 9 条（面会を認めない場合）

- 患者本人が面会を希望していない場合
- 患者の病状が不安定である場合
- 感染症を疑う症状がある場合
- マスク着用又は手指衛生への協力が得られない場合

- 治療、処置、検査又はリハビリテーション等に支障がある場合
- 他の患者の療養環境又はプライバシーを損なうおそれがある場合
- 医療安全上の問題がある場合
- 病院職員の指示に従わない場合
- その他、病院長、主治医又は病棟責任者が不適当と判断した場合

第 10 条（面会中の禁止事項）

- 病棟内及び病室内での飲食
- 大声での会話その他他の患者の迷惑となる行為
- 許可のない病室移動又は他の患者の病室への立入り
- 患者、家族又は職員の許可のない写真撮影、動画撮影及び音声録音
- 撮影した画像、動画又は音声等を無断で SNS 等へ投稿する行為
- 医療機器、点滴、チューブ類その他の医療用物品に触れる行為
- その他、患者の療養又は病院業務に支障を及ぼす行為

第 11 条（終末期患者等の面会）

24. 終末期又はこれに準ずる状態の患者については、患者及び家族等への精神的支援を目的として、一般患者とは別に対応する。
25. 面会日時及び人数は、患者の状態並びに病棟の状況に応じて柔軟に調整する。
26. 土曜日、日曜日及び祝日並びに時間外の面会は、原則として事前に病棟へ連絡する。ただし、病院から状態悪化の連絡を行った場合は、この限りではない。
27. 面会の可否、時間、人数及び場所は、主治医又は病棟責任者が個別に決定する。

第 12 条（面会制限又は中止）

- 感染症が地域又は院内で流行している場合
- 院内感染が発生し、又は発生するおそれがある場合
- 患者の病状が不安定である場合
- 医療安全上の理由がある場合
- 災害、緊急事態その他通常の病院運営が困難な場合
- その他、病院長が必要と認めた場合

第 13 条（付き添い）

28. 付き添いは、患者の病状又は安全管理上、主治医が必要と判断した場合に限り認める。
29. 付き添い者は、病院が定める時間、場所及び感染対策上の指示を遵守しなければならない。
30. 付き添い者の交代及び時間外の出入りについては、事前に病棟へ連絡し、病棟スタッフと調整する。

第 14 条（規程違反時の対応）

面会者が本規程を遵守しない場合、病院は面会の中止又は退館を求めることができる。また、繰り返し規程違反が認められる場合又は病院運営に重大な支障を及ぼす行為があった場合は、以後の面会を制限することがある。

第 15 条（規程の見直し）

31. 本規程は、感染症の流行状況、社会情勢、院内の診療体制及び運用状況等を踏まえ、必要に応じて見直す。
32. 見直しは、感染対策委員会その他関係する会議体で審議し、その内容を記録する。

附　則

本規程は、令和　8 年　9 月　1 日から施行する。